

菟田町発達支援型巡回訪問支援事業に係るプロポーザル募集要項

1. 事業の概要

(1) 件名

菟田町発達支援型巡回訪問支援事業

(2) 事業目的

発達に何らかの気になる点がある児童に対し、早期に療育への支援を促し、早期に特性に応じた発育を促進するとともに、専門家（臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士）の意見を得て保育現場にかかる負荷を軽減することを目的とする。

(3) 事業内容

別紙「仕様書」に定めるとおり

(4) 業務の期間

令和7年4月の契約の日から令和12年3月31日まで（5年間）

(5) 支出予定総額（5年間予算限度額）

23,408千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 公募・選定条件

標記事業に参加しようとする者は、参加意向申出書提出期限時において、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定（一般競争入札の参加制限）に該当しないこと。

(3) 菟田町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、商法（明治32年法律第48号）の規定に基づき、会社の再建や清算の手続きを行っている者に該当しないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

3. 事業スケジュール

募集の周知開始（町HP）

令和7年1月27日（月）～

参加意向申出書の提出期限

令和7年2月6日（木）

質問受付期限	令和7年2月10日(月) 12時まで
質問回答(町HP)	令和7年2月12日(水)
企画提案書等提出期限	令和7年2月17日(月)
プレゼンテーション	令和7年2月20日(木)
審査結果の通知	令和7年3月3日(月)
審査結果の公表	令和7年3月上旬
契約	令和7年4月1日以降

4. 募集要項の配布

令和7年1月27日午前8時30分から菟田町ホームページ内、「菟田町発達支援型巡回訪問支援事業業務委託に係るプロポーザル方式での事業者選定を実施します」に掲載する。また、子育て・健康課窓口にて配布する。

5. 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

- ・参加意向申出書(様式第1号)
- ・納税証明書<国税・県税> 未納の税が無い事が分かるもの

■提出部数：各1部

(2) 提出期限

令和7年2月6日(木) 午後5時必着

(3) 提出場所

菟田町 子育て・健康課 子育て支援担当

(4) 提出方法

持参又は郵送(必着)

6. 質問の受付および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合には、次により受け付ける。

(1) 提出期限

令和7年2月10日(月) 正午必着

(2) 提出方法

文書(様式第2号)により、郵送又はFAX、メールで提出すること。ただし、審査及び評価に係る質問は一切受け付けないものとする。また、口頭や電話によるもの、提出期限を過ぎたものに関しては一切応じないものとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年2月12日(水) 午後4時に菟田町ホームページ内、「菟田町発達支援型巡回訪問支援事業業務委託に係るプロポーザル方式での事業者選定を実施

します」に一括して掲載する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年2月17日(火)午後5時必着

(2) 提出方法

持参または受領印を要する郵送・宅配便によること。

(3) 提出書類

①企画提案書(様式第3号)

※企画提案書の表紙には、企画提案書(様式第3号)を使用すること。

※表紙、裏表紙及び目次を除き、30頁を超えないものとする。

※下記項目の順番で記載すること。

1. 事業所概要と業務実績

ア 業務内容、事業継続年数、職員数

イ 障がい児支援に係る資格を有する職員数(企画提案書提出時点/専従・兼任の別を記載すること)

ウ 過去5年間における障がい児支援に係る業務実績(契約自治体数等)

2. 事業実施体制

本事業の受託に関する基本的な考え方、及び具体的な取り組み方針について、仕様書の内容を踏まえて以下の項目を記載すること。

ア 本事業の基本的考え方

イ 実施体制(業務従事者の資格や実績も記載すること)

ウ 事業内容(追加提案も含む)

エ 保育従事者に対する支援(指導方法、アイデア等)

オ 町や関係機関との連携について

3. 付加価値提案

ア 事業成果の検証方法等その他独自の提案があれば提示すること。

■提出部数：7部

②見積書(任意様式)

※年度ごと及び業務期間5年間の総額を記載すること。(消費税及び地方消費税含む)

※見積金額の内訳を明記すること。

■提出部数：正本1部

8. 事業者の選定

(1) 審査

選考委員会により、提出された書類及びプレゼンテーション内容を評価し、審査を行う。

(2) 選考基準

評価基準に基づき、提案内容及びプレゼンテーション等の内容を審査し、総合点が最も高い者を契約相手先候補者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は契約相手先候補者とししない。なお、最も点数の高い者が2者以上いる場合には、見積価格の安価な事業者を優先交渉権者として決定する。また、提案事業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、評価点が最低基準点を満たすときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

①日程 令和7年2月20日(木) ※予定

②実施時間 1事業者あたり25分程度(準備等5分、プレゼンテーション10分、質疑応答10分を目安)とする。

③出席者 1事業者4名以内とする。

④追加資料 プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うものとし、追加資料は認めない。

(3) 結果通知及び公表

選定の結果は、それぞれすみやかに提案者全員に通知する。また、結果については、後日町ホームページでも公開するものとする。ただし、選定の経緯についての問合せおよび選定結果に対する異議申し立ては受けつけない。

9. 参加の辞退

参加申込者は、辞退届(任意様式)の提出により、本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

10. 契約の締結

(1) 本プロポーザルは、当該事業における事業者の事前選定作業として実施するものであるが、令和7年度予算が成立した場合に、はじめて効力を生ずることとなるため、特に留意すること。

(2) 令和7年度予算については令和7年3月に確定する予定である。本契約に関わる予算額が確定した結果、仕様書に示した事業規模や事業内容を変更する場合がある。この際、事業者に対して苅田町は一切責任を負わない。

(3) 契約保証金については免除する。

(4) この契約の日の属する年度の翌年度以降において、予算が増額又は減額された場合は、契約を変更することとする。

11. 失格事項

次の項目のいずれかに該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に不備不足があった場合、またはその内容が指定事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 原則として、企画提案書等を受理した後の内容の変更（加筆、修正、差し替え等）は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等一切の書類の返却はしない。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用しない。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとするが、選定に関する公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合は、苅田町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

13. 所管課

苅田町 子育て・健康課 子育て支援担当

郵便番号：800-0392

住所：福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

電話番号：093-588-1036

ファックス：093-436-5121